

事前打合せ番号
— —

給水装置工事申込に係る誓約書

このたび、給水装置工事申込に伴い、川口市水道事業給水条例施行規程第 18 条に基づく誓約書について、指定給水装置工事事業者から説明を受け内容を理解した上、該当する誓約事項の番号を記入します。

誓約事項において、給水上の支障や維持管理等の不具合が生じた場合は、上下水道局に対し異議の申し立てはせず当方にて対処します。また、給水装置所有者を変更する場合は、誓約事項について説明を行い新所有者へ誓約内容を引継ぐことを誓約します。

誓 約 書 令和 年 月 日 裏面に記載 _____ 番の誓約事項について誓約します。 申 込 者 住 所 : _____ 申 込 者 氏 名 : _____
--

※誓約事項の番号は複数記入可とします。

上記、誓約事項の内容を申込者に説明し了解を得た上で、給水装置工事申込を行います。なお、誓約事項について申込者へ趣旨が伝わっておらず、工事後にトラブル等が発生した場合は、当社の責任にて対応することを約束します。

指定給水装置工事事業者 住 所 : _____ 工事事業者名及び代表者名 : _____

- (1) _____により給水取出し箇所を含めて舗装されてしまうため、メーターを設置せず取出し工事のみをします。この工事による給水管の漏水、盗水等の維持管理は当方にて責任をもって行い、工事後1年以内にメーターを設置します。
- (2) 1年以上メーターを設置せず、給水取出し工事のみで終えた既設給水取出し管を再使用しますが、出水不良による給水上の支障があった場合は、当方にて対処します。
- (3) (□工事用・□水まき用) 水栓のみを設けて使用する申請をしますが、この水栓を撤去し建物等に給水する際には、指定給水装置工事事業者にて申請します。無届工事はしません。
- (4) _____により、川口市給水装置工事設計施行基準第21条第1号に規定する範囲(道路境界線から2m以内)でメーターを設置できませんが、その規定範囲を超える箇所での漏水については、当方にて対処します。
- (5) _____により、川口市給水装置工事設計施行基準第20条第2項第1号に規定する範囲(道路境界線から50cm以内)で乙止水栓を設置できませんが、そのことにより漏水修繕及び宅内改造申請等で支障が生じた場合は、当方にて対処します。
- (6) 川口市給水装置工事設計施行基準第5条第1号アに規定する給水用具の最高水位(概ね5m以内)を超えて直結給水をしますが、それによる水量及び水圧不足等が生じた場合は、当方にて対処します。
- (7) 給湯器は20号を設置しますが、給水管口径13mmの接続が可能な機種を選びます。それによる水量及び水圧不足等が生じた場合は、当方にて対処します。

- (8) 井戸水を使用しますが、給水管(水道水)との誤接続(クロスコネクション)はしません。
- (9) 川口市給水装置工事設計施行基準第5条第2号アに基づき、貯水槽式給水にするよう上下水道局より指導がありましたが、直結式にて給水します。なお、配水管等の断水時で給水上の支障が生じ営業等が出来なくなりましたが、当方にて対処します。
- (10) 施工が(□鳥居・□床下・□露出)配管となりますが、それによる給水上の支障が生じた場合は、当方にて対処します。
- (11) _____の土地を通過している管を使用しますが、この土地が第3者の所有者に変更した際は、速やかに前面道路にある配水管より取出し直しをします。このことによってトラブルが生じた場合は、当方にて対処します。
- (12) _____

